

資本制と土地所有

梅 垣 邦 胤

はじめに

資本制生産様式、その生産関係の一典型は、資本—土地所有—賃労働から成ること、それはよく知られた事実である。例えば「ミル評注」をとりあげてみよう。客観的な生産関係の転変法則については未だ認識しておらず、代わるに疎外概念をもちこみつつも、資本制における生産関係についての骨格をすでに示している。「労働、資本、土地所有相互の分裂……これらの分裂は、自己疎外を自己疎外の姿でとともに、相互疎外の姿でも現象させる。⁽¹⁾」ここでは資本制につき、① 資本、土地所有、賃労働が基本的な生産関係であること。② 資本、土地所有、賃労働この相互間、およびまたそれぞれの内部において、相互疎外、従ってもしこう言ってもよければ競争関係が支配的であること、が示唆されている。また『資本論』においては、資本制につき、他とは区別された歴史上特定の段階においてのみ成立する一社会構成体とし、資本—土地所有—賃労働は、資本制の経済関係を内容づける三範疇としている。「資本と同様に、賃労働も土地所有も歴史的に規定された社会的形態である。一方は労働のそれで

(1) Auszüge aus James Mills Buch “Éléments d' économie politique” Trad par J. T. Parisot, Paris 1823, M. E. Werke, Ergänzungsband erster teil, s. 456, 全集⑩, 375頁。傍点は引用者。以下の引用の場合も同様。

(2) Das Kapital, Bd. 25, s. 824, 『資本論』全集②—2, 1045—46頁。また, s. 892, 1130頁にも同様の指摘がある。

あり、他方は独占された地球のそれであって、しかも両方とも、資本に対応し同じ経済的社会構成体に属する形態である。⁽⁹⁾ 「ミル評注」における疎外・競争論的把握、『資本論』における社会構成体的把握と、この二つの習作の間には接近視角のちがいはあれ、共に資本制＝資本・土地所有・賃労働としていること、ここでさしあたり確認できるであろう。本稿は、以上のことを前提としつつ、資本—土地所有—賃労働において、とりわけ「土地所有」は資本制との関係で、いかなる契機をもっているのか、土地所有が資本制との関係で示すであろう諸契機の検出、このような課題をすえ古典を見直した一記録である。

ところで、今まで拙稿において、『資本論』についての一基準、「発生史論」あるいは「論理＝歴史」説につき、若干の検討を試みてきた。「論理＝歴史」は、資本制を資本—賃労働関係で捉み、その定置の必然性につき、① 独立小商品生産者のみから成る一社会。② 生産者間における価値法則、優勝劣敗の作用。③ 少数の資本家と多数の賃労働者、両者への分裂と相互関係。この①から③において、すなわち独立小商品生産者における競争関係の帰結として資本関係は成立に至るとし、かつ『資本論』をそのようなものとし再整序を試みた。本題に入る前に、この点につき一定の言及をしておきたい。直ちに感覚的レベルでわかることは、発生史論が資本・賃労働の形成をとくものに対しての本稿での「土地所有」範疇の導入・定置である。しかしこの点、それこそが本稿の解明すべき一課題故、単なる指摘にとどめざるをえない。他の一つ、ここでの言及がさげられない所は、発生史論が、資本制生産関係(資本・賃労働関係)の形成を、もっぱら、商品生産者相互の競争と優勝劣敗にもとめている点である。この点につき、今まで、特に、資本制以前に自由・独立の小商品生産者のみからなる社会を想定するところに、一つの克服すべき箇所を見出してきた。しかし、さらに重ねて見直す時、ひっかかってくるのは、このような社会から実際に、資本制生産様式を内容づける資本・賃労働関係が生みだされるのか、という点である。相互競争、優勝劣敗、少数の栄達に至る者と多数の敗残者、

両者の相互関係、このような連鎖はたしかに我々が日常的に確認しうる資本制下の一断片である。発生史論は、このような日常的な断片に支えられて成立していることは、いうまでもなからう。しかし、このことは同時に、独立小商品生産者の相互競争が、資本関係の呈示の根拠になりえないことをも示すものである。資本という範疇、領域、そして資本・賃労働関係は、「競争」以前に存在しているのである。競争が行なうことができるのはただ、例えば特定の個人Aが資本という領域に足をふみ入れるか、賃労働という領域に足をふみ入れるかの違いのみであり、個人Aがそのような領域そのものをつくりだすものでないこと、多言を要しまい。独立小商品生産者の両極分解とは、商品の売買関係を通じての形成ということであろう。しかし売買によっては資本・賃労働関係自体をつくりだすことはできないのである。『資本論』地代篇「土地価格の利子として地代を位置づける見解批判」の文脈において、この点につき、権利は売買によってはもちろん創造はされずただ移転するのみである、権利を生みだすのは生産関係である、としている。「しかし、権利そのものは、売買によって生みだされるのではなく、ただ移転されるだけである。権利は、それを売ることができずに、存在していなければならぬのであって、……いくら売買を繰り返しても、この権利をつくりだすことはできないのである。およそ権利をつくりだしたものは生産関係である。⁽³⁾」競争、あるいはその内容を

(3) Ebenda, s.784, 同上, 995頁。なおこの点は、『資本論』における、商品一転化—剰余価値—蓄積—領有法則の転変—否定の否定という系列、それぞれの内容、位置、相互関連、そのトータルなものとしての『資本論』そのものをいかなる角度から捉えるか、をめぐる研究史にかかわる。拙稿においてもささやかな検討を続けてきたが同一テーマにかかわる研究史的脈絡、カテゴリーの発展史等は別途検討されるべき領域であろう。ただ一点のみふれておけば、研究史的脈絡のなかにおいて、「論理—歴史」とは区別された『資本論』把握においては、資本関係と商品生産が、資本制において並立する二契機とされていたこと、共通していた。この点については例えば川島武宣『所有権法の理論』（岩波書店、1959年）中の

なす商品売買においては、個人 A，個人 B，そのどちらが「資本家」という範疇の枠内に身をおくことができるかということのみが主眼であり、「資本家」という範疇を創出するためのものでないことは、いうまでもなからう。本稿において、「生産関係」に、資本制生産関係、その不可欠の一環としての土地所有に意を注ぐ所以である。以下、第一章では、土地所有が資本制との関係で示すであろう諸契機の検出を試みる。第二章では、土地所有の経済的基礎である地代、地代論が土地所有という角度から見られる。なお第一章 土地所有の諸契機にかかわっては、続いて見られるように、いわゆる「初期マルクス」においてもすでに後の研究を規定する内容が与えられているようである。故に直ちに課題接近が行なわれる。第二章地代については、一定の段階的深化が見られる領域である。故に、地代研究史の概観が必要とされるであろう。

第一章 資本制と土地所有——「土地所有」の諸契機——

本章では、資本制との関係で土地所有はいかなる諸側面を示すのか、このような課題意識をおきつつ、古典が見直される。なお素材は主に「経・哲草稿」(1844年の経済学ノート)、「剰余価値学説史」(1862—63年、23冊のノートの一部)、『資本論』からとられる。「経・哲草稿」と「学説史」等の関係については、周知の通り「継承」か「断絶」かの論争がある。しかし、以下見るように、「土地所有」の諸契機という視点に限れば、断絶を根拠づけるものは見出せない。故に、「初期」「中期」といった区別は不要であり、先にも触れた通り直接に原典探索の跡を記録することに

次の文言が参照されるべきであろう。「生産手段の所有者と非所有者との対立、後者の労働力の販売、商品交換による労働力の再生産、という資本制社会に特有の生産構造は、一切の生産関係を商品交換関係によって必然的に媒介せしめる。」(29頁。傍点は引用者)

したい。

第一節 資本制と土地所有というテーマをにおいて原典を見ていく際、第一につきあたるのは、資本制においては、土地所有は資本の運動の背後に伏在し、資本の運動に規定される、という側面である。「経・哲草稿」から見ていこう。そこではその内容がまた二つに分かれている。一つは土地が商品化され、土地が貨幣換算をうけ、 $W(\text{土地})—G$ 関係を刻印されることである。その意味につき、土地所有の權威の消滅、貨幣の權威の絶対的優位とし、土地と人間が貨幣換算されることをして両者の墮落であると結論づけている。「土地との名譽結婚に利益の結婚がとってかわって土地もまた人間と同様に、營利目的の取引価値にまで墮ちる……。」⁽⁴⁾あるいはまた、土地所有—伝統的貴族制はすでに過去のものとなり、かわって貨幣目的の所有、貨幣貴族制が支配的位置を獲得する、と。「土地所有権のこの安売り、土地所有権の商品への転化は昔の貴族制の最後の倒壊であるとともに貨幣貴族制の究極の完成である。」⁽⁵⁾土地が商品となり、売買対象となること、そこには、土地所有が、商品・貨幣の運動の下に編成されるという含意がくみとられよう。これが資本制に規定される土地所有の第一の内容である。また一つには、資本制において土地所有は、資本によって地代が支払われる限りにおいて存立しうるという事実がある。地代の増徴、したがって資本の発展は、土地所有の経済的位置の向上となる。「借地人の産業上の金儲けは地主のそれである。というのは、前者があつてこそ後者があるのだからである。」⁽⁶⁾故に、資本制において、支配的力を行使するのは資本であり、土地所有は資本に対して副次的位置を占めるのみとなる。資本が「その支配力を……所有者たち自身にたいしても、——資本の

(4) Ökonomisch-philosophische Manuskripte aus dem Jahre 1844, Bd. 40, s. 507, 全集④, 426—27頁。

(5) Edenda, s. 505, 同上, 425頁。

(6) Edenda, s. 526, 同上, 447頁。

運動の諸法則が彼らを減ぼすか高めるかすることによって——示すのは必然的である。⁽⁷⁾

商品・貨幣関係の形態規定をうけた、その意味で貨幣の権威に従属した土地所有、資本による生産の支配、地地支払い、それを前提としてのみ、その限りで成立する土地所有、このような、「経・哲草稿」で示される「土地所有」の第一の契機は、「学説史」においては、リカード地代論の批判的検討を媒介として、その形は変えつつ再現してくる。その概略をたどり、第一の契機を検出してみよう。——資本による土地経営を前提としてのみ、資本の支配を前提としてのみ土地所有が存在するならば、土地所有自体はきわめて受動的、消極的なものとならざるをえないであろう。リカードは、事実このような把握を行なっている。資本の支配、その極限は、土地所有者にとっては、地代が喪失された状態、地代が零となることであろう。「学説史」ではこのような設定につき、さしあたっては「虚構された歴史的形態」という表現を与えている。「リカードは、借地農業者の資本が他のあらゆる資本と同じようにただ利潤だけを支払うというある点を仮定している。……{といっても、この虚構された歴史的形態は、本質的なものではなく、または別の諸法則の形で、すべてのブルジョア経済学者に共通なものである。}⁽⁸⁾」これは言い換えれば、資本制＝資本・賃労働（土地所有の捨象）ということであり、「虚構された」としているのだから、この地代零という仮定には否定的判断が下されているように見える。しかしながら以下見るように直接的に否定的判断にのみ収斂されるものではない。リカードにおける地代零の仮定が示すもの、その含意は二つである。第一。地代零の仮定の理論的欠陥にあたる所、「虚構」の「虚

(7) Edenda, s. 507, 同上, 427頁。なお『哲学の貧困』(Das Elend der Philosophie, Bd. 4, 全集④)には「……土地所有は農産物の売買価値のいかに左右される……」(s. 170, 177頁)との指摘がある。

(8) Mw, Bd. 26—II, s. 26, 全集②—II, 26頁。

構」たる根拠を示すところである。すなわち、リカードにおける、土地所有自体が生み出す地代、絶対地代の欠如、その指摘に相即してあらわれる絶対地代の呈示である、「リカードは絶対地代の問題を捨象する——彼がそれを否定するのは理論上の理由からである。というのは、彼は次のようなまちがった前提から出発するからである。すなわち、もし諸商品の価値が労働時間によって規定されるとすれば、諸商品の平均価格はそれらの価値に等しくなければならないという前提である。⁽⁹⁾」農業における（工業に比しての）有機的構成の相対的低位→価値以下の水準における生産価格（費用価格プラス平均利潤）の設定→価値実体をもった地代→絶対地代、この系列のリカードにおける欠如、その空白部分への充填、これが上の引証の示すところであり、リカードが土地所有を捨象したのは、このように見る限り、地代論における絶対地代の欠如という理論的欠陥に求められる。しかし、これはあくまでも物事の一面である。他の一面に目を転じるとき、この土地所有、地代零という「虚構された歴史的形態」は、必ずしも「虚構」とのみ断ずることはできず、「経・哲草稿」におけると共通した内容を含んでいることになる。リカードは、資本制＝資本・賃労働とし、土地所有については、第一義的ではなくて第二義的にのみ位置づけた。土地所有、地代零の仮定をこのような文脈の上におくとき、それは土地所有の資本制における客観的位置を示したものとなる。「特にリカードが、資本家と賃労働者との二分化から出発して、そののちにはじめて地主を特別な蛇足としてもちこんでいるとすれば、このことは、まったく資本主義的生産の立場に相応するものである。……（価値の一引用者）分けまえに直接にあずかる者を、資本家と賃労働者とに限定し、土地所有者……を除くということは、リカードなどにおける誤りであるどころか、……この生

(9) Ebenda, s. 122, 同上, 160頁。また、以下の指摘も参照。「リカードは、ただ差額地代の存在を明らかにするだけで、土地所有には事実上経済的効果はないとしているのである。」(s. 88, 112頁)

産様式の特異性を表現しているのである。⁴⁰⁾ 同じリカードの、土地所有—零という規定に対して否定、肯定の両面把握をしたこの肯定面、それを通じて資本制における土地所有の第一の契機が示される。「近代的土地所有というのは封建的なものでありながら、それへの資本の働きかけによって変化させられたものであって、したがって、近代的土地所有としてのその形態では、派生したものであり、資本主義的生産の結果だからである。⁴¹⁾ 資本が農業土地経営の分野で実際にG—W—G'なる運動を行なうこと、土地所有がそれを許容すること、それが近代的土地所有であり、その意味で近代的土地所有とは、資本に隋伴したものであり、資本制から「派生」したもので、その「結果」である。以上「学説史」を見てきた。リカードにつき、土地所有（地代）—零という規定に対し、二面的評価を与えたこと、その一面、否定的側面と「土地所有」の相関については後の節で改めてとりあげたい。『資本論』に目を転じよう。第三巻第6篇 超過利潤の地代への転化の冒頭では次のように言われる。『資本論』が前提—対象としているのは、すでに自立したものである資本制生産様式である。地代を考察対象として設定するということは、この同じ資本制を一步具体化し、工業と農業の区別を導入したことを意味する。工業における資本制と並ぶ農業における資本制の呈示である。「われわれは、農業が製造工業とまったく同様に資本主義的生産様式によって支配されているということ」を前提する。⁴²⁾ 農業における資本制経営の前提は資本制における土地所有に規定制を与える。土地所有は、農業資本に従属したものとならざるをえない。土地所有の資本制に「対応する形態は、資本への農業の従属によ

(40) Ebenda, s. 148-49, 同上, 192—93頁。

(41) Ebenda, s. 149, 同上, 194頁。また同じ「学説史」には「近代的土地所有, すなわち資本主義的生産によって変えられた土地所有」(s, 237, 312—13頁)との規定もある。

(42) a. a. O, s. 627, 前出, 793頁。

ってこの生産様式自身によってはじめてつくりだされるのである。⁽¹³⁾ここに「学説史」等と共通した契機が与えられたわけである。

以上、今までの検討の中から、土地の商品・貨幣関係への編成、貨幣の下への包摂、資本の運動に従属し、資本の運動の結果として成立する土地所有といった規定が浮かびあがってきた。今、この土地所有の第一の契機を総括し、内容づけるものとして『資本論』の次の文言をあげよう。「土地所有が、農業の資本主義的経営様式を可能にする諸形態を受け取るということは、この生産様式の独自の性格の産物である。⁽¹⁴⁾」資本の運動に従属するといひ、資本による農業土地経営の結果といひ、これらが示している土地所有の形態とは、資本による農業土地経営を可能にする土地所有にほかならない。そのような土地所有形態によってはじめて、資本の運動の結果としての土地所有を語りうるからである。

資本による農業土地経営を許容し、可能にする土地所有、これが資本制と土地所有における「土地所有」の第一の契機である。

第二節 資本制と土地所有との関係における土地所有の一契機が、資本による農業土地経営を許容する土地所有であり、資本の運動の結果であったとすれば、続いては当然、前資本制的土地所有と資本制との関係を見なければならぬであろう。近代的土地所有と農業における資本制の自立が対象＝前提であるとすれば、それに転化してゆくものとしての前資本制的土地所有は資本制にとっていかなる契機を有しているのか、その点の検討が第二の課題とならざるをえない。内容に入ろう。前資本制的土地所有について、「経・哲草稿」では、その土地に属する人々（直接生産者）に目を向け、彼らにとって土地は「祖国（Vater Land）」であり「切々たる民族心（engbrüstige Art von Nationalität）」のような気持で接する、としている。「封建的土地所有においては……所有地の主がそのままなる

(13) Ebenda, s. 630, 同上, 795頁。

(14) Ebenda, s. 890, 同上, 1128頁。

資本の主としてあらわれるわけではない。所有地に属する人々はむしろその領地にたいしては彼らの祖国にたいするようなあり方をしている。それは何か切々たる民族心のようなものである。⁽¹⁵⁾」この文言については、ここではただ資本の主ではないとし、資本制との対比で、土地所有—祖国—民族心に触れていることに留意すればよい。「木材窃盗取締法に関する討論」においては、民族心が生じるであろう—根拠を住民の慣習的権利に求め、その一つ「野イチゴ・コケモモの採集」に触れ、同時に、その慣習的権利の、野イチゴ等の商品化と同時過程での消滅を暗示する。「野イチゴやコケモモの採集……子供たちには一つの慣習的権利が生じているのだ、と。ところがこの事実は、他の一議員の次のような発言によって反駁されている。‘私の地方では、これらの果実はすでに商品であって、樽につめてオランダへ送り出された’ と。⁽¹⁶⁾」以上のところ、前資本制的土地所有は、祖国—民族心—コケモモの採集権という関連で捉えられ、資本制との関連については、資本は未だ登場していないという指摘、あるいは「商品」への転化による慣習的権利の消滅という断片的なものにとどまっている。しかしその中において注目されるのは、土地・祖国対資本、採集権対商品として、相互に一方がなくなれば他方が成立するという一種の対比を行なっている所である。このような手法をより詳しく示したものに例えば「ドイツ・イデオロギー」がある。そこでは次のような対比を行なっている。「個人—自然」対「個人—労働生産物」, 「土地所有の支配」対「資本の支配」, 「共同体」対「相互独立と交換による結合」, 「人間—自然」対「人間—人間」。原文はやや長きにわたるがあげて引証すれば以下。「第一の場合、すなわち自生的生産用具の場合には諸個人は自然のもとに包括され、第二の場合には労働の一生産物のもとに包括される。第一の場合には、それゆえにまた所有（土地所有）は直接的、自生的支配として現

(15) a. a. O, s. 505-06, 前出, 426頁。

(16) Debatten über das Holzdiebstahlggesetz, Bd. 1, s. 119-20, 全集①, 139頁。

われ、第二の場合には労働の支配、ことに蓄積された労働としての資本の支配として現われる。第一の場合は諸個人が家族であれ部族であれ土地そのもの等々であれ何らかのきずなで一団となっていることを前提するし、第二の場合は諸個人が相互に独立していて、ただ交換によってのみいっしょにされることを前提する。第一の場合は交換は主として人間と自然とのあいだの……交換であるし、第二の場合はそれはおもに人間たち自身のあいだでの交換である。¹⁷⁾このような対比的手法は他のもの、例えば「学説史」においては、土地所有につき、「重要な生産機能者」対「無用の長物」としてパラフレイズされている。「土地所有者は、古代や中世においては実に重要な生産の機能者であったが、工業時代においては無用の長物である。¹⁸⁾以上を見る限り、前資本制と資本制が比較されていることが分るのみであり、ただ両者は互に正反対の性格を有することが感じられるのみであるように見える。しかし、あくまで立脚点を資本制におき、工業・農業双方における資本制を前提し、そのような視角から上の文言を見直せば、前資本制を特徴づける一連の範疇、「個人—自然」、土地所有の支配、共同体、「土地所有—生産機能者」、これらは、単なる対比的手法の一翼を占めるものではなく、資本制の成立と同時過程としていずれも消滅していく対象をとりあげていることが分る。とすれば、前資本制的土地所有は資本制とのかかわりでは否定すべき対象として位置づけられることとなる。事実、このような位置づけを、他の箇所ではより明確に行なっている。「学説史」においては前節で見た、リカードの土地所有・地代の検討を行なう同じ文脈において、前資本制的なるもの、すなわち「処理」「掃滅されるもの」としている。「だがこの2人（リカードとアンダソン——引用者）はともにヨーロッパの大陸では非常に奇妙だと思われる次のような見解から出発している。すなわち 1、土地への任意の資本投下を

17) Die deutsche Ideologie, Bd.3, s. 65, 全集③, 61頁。

18) a. a. O, s.39, 前出, 42頁。

拘束するものとしての土地所有は存在しないという見解。……この点は次のことから説明がつく。……。資本主義的生産がヘンリ7世以後のように農耕の伝統的な諸関係を容赦なく処理し(rücksichtslos gehalten)その諸条件を自分に適合させ従属させたところは、世界じゅうどこにもない。……この農耕そのものが、農村での資本主義的生産の諸条件に矛盾したり適合しなかったりしたところでは容赦なく掃滅されたのである(rücksichtslos weggefegt worden)。⁽¹⁹⁾前資本制的土地所有は、資本にとっては「処理」「掃滅」の対象となるのである。同じ「学説史」では、また「破壊」の対象と読みとりが可能な記述がある。イギリスでは「あらゆる条件を同化し、歴史的な諸前提である村落や建築物や人間をいろいろな時期に累進的に破壊して、資本の「最も生産的な」投下を達成してきたのである。⁽²⁰⁾あるいはまた「つくりかえ」したがって改造の対象として。「すべての生産条件が伝統的にあるがままに受け取られないで、資本の最も有利な投下のための事情のもとでそれらがとらなければならないような形に歴史的につくり変えられるということである。⁽²¹⁾」

以上、資本制と土地所有との関係において、「土地所有」の第2の契機が与えられた。前資本制的土地所有、すなわち、資本にとって、掃滅、改造対象としての土地所有がそれである。⁽²²⁾

(19) Ebenda, s. 236, 同上, 311—12頁。

(20) Ebenda, s. 154, 同上, 200頁。

(21) Ebenda, s. 237, 同上, 312頁。

(22) コーガンは、この「改造」につき、レーニンは目を向けていたが、マルクスは注意を払わなかったとしている。「レーニンは、さまざまな土地所有形態の資本主義的改造の特殊性を研究することが必要であると指摘した。なぜマルクスは、土地所有形態のおどろくべき多様性を指摘しながら、『資本論』のなかでこの問題を特別に考察しなかったのか? という疑問が生ずる。」(コーガン, 中野訳『経済学批判プランと“資本論”』大月書店, 1979年, 146頁)しかしながら、本文での検討からも明らかな通り、マルクスにあっても、もし原文をそのような目で見直すならば、「改造」という視点は重視されているように思われる。

第三節 直接生産者にとって「祖国」である土地，そのような前資本制的土地所有が，資本にとって「掃滅」の対象であるならば，資本制と土地所有の関係における第3の課題として，土地所有を直接生産者とのかかわりで考察することがあげられる。

先の「木材窃盗取締法案」では，まず抽象的に所有権というものをとりあげ，もともと私的所有とは，他の誰かではなくて，ある特定の個人のみが所有している状態であり，そのように見るかぎり，私的所有があるということは，すでにそこから排除される者の存在を前提しているとし，本節のテーマに直接かかわるような内容に触れている。「私は自分の私有財産をもつことによって，いっさいの第三者をばこれにたいする所有権からしめだしているのではなからうか？ したがって私は第三者の所有権を侵害していることにならないか？^②」この文言，抽象的であるが故に，凡ての「私的所有」の本質——「所有者対非所有者」「人対人」という関係概念——を示している。しかしまた，凡ての私的所有に通じる規定であるが故に，当然のことながら一定の抽象性をまぬがれない。同書では続いて，修道院をとりあげ，その私的私有化と住民の「しめだし」との相即関係に触れている。——修道院は以前は，貧困者たちにとって，一つの生活の場であり，祖国とは言わないまでも自らの家であった。ある時点で修道院は「私有財産」

② a. a. O, s. 113, 前出, 131頁。私的所有とは，歴史上特定の段階においてはじめてあらわれる生産関係の一属性である。その意味で，本文でも述べられているように，例えば「所有者—非所有者」といった「人—人」の関係である。ところが即自的には「人—物」という直接的連関として現れる。この点について川島前掲書から一文言をあげておこう。「私的私有権というのは，抽象的に言うならば，所有権を「権利」ならしめるところの社会的モメントが所有権から分離されその結果客体に対する支配がその現象型態においてはその社会的関係から一応捨象されて独立に——すなわち‘私的なもの’として——現われるところの，所有権の型態である。」（前掲書，23頁。傍点は引用者）

となった。その結果は貧困者にとっては生活の場の喪失であった。「修道院の財産は私有財産となり、そして修道院はいわば補償をうけたのに、修道院に依存して生計をたてていた貧乏人たちは……一つの新しい境界線がもうけられ、彼らはふるくからもっていた権利からきりはなされてしまった。²⁴⁾」ここでは「直接生産者」ではなく貧困者であり、「土地所有」ではなく「修道院財産」というちがいはあれ、生産者を生産条件(土地)から切りはなすものとしての土地所有、第1、第2の契機とは区別される第3の契機を暗示している。「国民経済学批判大綱」ではまた一步具体化して捉え直されている。これはエンゲルスのものであるが、続いて触れる「経・哲草稿」に直接継続するという点で、また、本節のテーマを考察する上でも不可欠の文献となっている。ここでは、先の貧困者のきりはなしを連想させる内容につき、土地所有——土地を所有する少数者とその土地から排除される多数者 という系列にふれている。「少数者が土地を独占してその他の人々をその生活条件から排除すること²⁵⁾」と。その意味については、人間と土地とは、本来的には一体のものである、一体のものであるべきとし、そのような基準から私的所有を見直している。本来、土地は人間の適切な手が加えられることよってのみ豊かになる。人間から切りはなされ放置された土地はただ荒廃するのみである。他方、人間は土地という対象をもつことよってのみ「労働」を行なうことができる。その意味で、人間と土地は、互にとって相手が不可欠な関係におかれている。ところが、私的所有は、この相互補完関係におかれた二者を分裂させるに至る。「私的所有の最初の結果は、生産が自然的側面と人間的側面の二つの対立した側面に分裂したことであった。すなわち人間が突らせることなしには死んだ不毛のものである土地と、ほかならぬ土地が第一の条件である人間的活

²⁴⁾ Ebenda, s. 117, 同上, 136頁。

²⁵⁾ Umriss zu einer Kritik der National-ökonomie, Bd. 1, s. 511, 全集①, 555頁。

動とがそれである。⁶⁶⁾ ここには鮮明な形で、私的所有一自然と人間の分裂のもっている意味が浮彫りにされている。なお「経・哲草稿」ではこの点「労働者は自然なしには、感性的外界なしには、何ものをも創り出すことはできない⁶⁷⁾」としている。今までのところ、一つには、貧困者の生活条件からのきりはなし、また一つには、人間と自然、この相互不可分のものの分離、この二つが「私的所⁶⁸⁾有」の結果として現われたのみである。その意味では資本制についての、資本制と土地所有についての直接的説明とは見られないかもしれない。しかしそうではない。「経・哲草稿」では、先の「私的所⁶⁸⁾有——土地を所有する少数者と所有から排除された多数者」というシェーマを下じきにして、同一内容を、私的大土地所有、そこから排除された多数者の工業における資本の下への編成、「零落」とし、今までの記述が資本制の前提的領域にかかわるものであったことを示している。「大きな土地所有は、イギリスにおけるように、人口の圧倒的多数を工業の腕のなかへ追い込んで、大土地所有に固有の労働者たちをまったく零落させるのである。⁶⁹⁾」排除、きりはなし、分離、零落、これら一連のカテゴリーから浮かびあがってくる、土地所有と直接生産者の関係は、無所有の多数の生産者、土地との結合を断たれた生産者を創出するものとしての大土地所有である。ところで今、土地から分離された生産者につき見てゆくと、上の文言中「工業の腕」に注目すれば、「賃労働」の定在というものを漠然と想起させるがしかし未だははっきりとしたものではない。事実「ドイツ・イデオロギー」では、資本制における、マニユファクチュア→機械制大工業、のマニユファクチュアの成立期を「浮浪者群の時代」と特徴づけている。「マニユファクチュア＝封建制の解体＝浮浪者群」と。「マニユファクチュアの開始と時を同じうしたのは浮浪者群の時代であった。……。この浮浪

⁶⁶⁾ Ebenda, s. 513, 同上, 557頁。

⁶⁷⁾ a. a. O, s. 512, 前出, 432頁。

⁶⁸⁾ Ebenda, s. 508, 同上, 428頁。

者群は封建制の解体と切っても切れぬ関係にある。^{②9}」前資本制的（封建的）土地所有関係の下に身をおいていた生産者が、その土地との関係を切断された後、資本関係の下に編成（「賃労働」の定置）されるには、主体的にも客体的にも、いくばくかの「時間」が必要なのであろう。「彼らはてこでも働くとうとせず、ただ極度の困窮により、そして長い抵抗ののちやっと彼らは働くようになっただけである。マニュファクチュアの、ことにイギリスにおける急速な繁栄が彼らをしだいに吸収していった。^{③0}」以上、土地から切りはなされた圧倒多数の浮浪者群、それを豊かな労働力源として見すえつつ、資本はマニュ→機械制大工業という段階的發展の中で、「少数の資本—多数の賃労働」という関係を定位させるに至る。ここに土地所有は、単に浮浪者群の創出に加え、資本—賃労働関係の槓杆という、資本制における不可欠の契機を獲得するに至るのである。この契機、「学説史」において、くり返し言及されている所である。資本制と土地所有、とりわけ「土地所有」と「賃労働」の関係を捉む上で避けることができないものである。順次あげておこう。——資本制の下では、土地所有は労働者に属さないものとして、彼らに対立する存在でなければならぬ。土地が共有であれば、生産者多数にとって同じ土地が互の共同の所有対象となり、「賃労働」は定置されないのである。土地所有について「この生産様式にとって必要なことのすべては、土地が共有でないということ、土地が労働者階級に属しない生産条件として彼らに相対するということ、それだけである。^{③1}」この「相対」関係は、資本制自体の「基礎」である。「この土地所有が人民所有になれば、そもそも資本主義的生産の基礎が、労働者に相対する労働条件の独立化がそれに基づいているところの基礎がなくなってしまうであろう。^{③2}」また、資本制—資本・賃労働関

②9) a. a. O, s, 56, 前出, 52頁。

③0) Ebenda, s. 56, 同上, 52頁。

③1) a. a. O, s.38, 前出, 42頁。

③2) Ebenda, s. 98, 同上, 125頁。

係というよく知られたシェーマに対して、とりわけそれが、たとえ無意識的にはあっても土地所有を捨象している点をとらえ、「資本制＝資本・土地所有・賃労働」の必然性をといている。「それにしても一方には発展した資本主義的生産（ウェークフィールド氏が彼の植民理論のなかで非常によく見ているそれ）、他方には土地所有の非存在という前提はそれ自身に矛盾している。こんな場合にいったいどこから賃金労働者は出てくるのだろうか？。⁽³³⁾賃労働の大量的創出、定置の楨杆としての土地所有が明快に指摘されている文言であろう。ここに、「木材窃盗取締法」において見られた、私的所有一他人を排除 という等式は、資本制という特定の生産様式の枠内に位置するものとして再現していることが分るのである。ここに資本制における土地所有は、直接生産者から土地を剝奪するものとして現われる。『資本論』からとろう。「これらの労働条件の資本への転化はそれ自身また直接生産者からの土地の収奪を含んでおり、したがってまた土地所有の一定の形態を含んでいる。⁽³⁴⁾」

以上、土地所有一賃労働という系列について見てきた。しかしこのような展開からはややもすれば、土地所有→賃労働という一方通行的な印象のみが残るかも知れない。そこでこれらが土地所有の一契機となりうることの傍証として、賃労働→土地所有について触れたエンゲルスの「チャーチストの農業綱領」から一言をあげておこう。すでに「賃労働者」という形態規定をうけているもの、それがチャーチストの労働者であることは、いうまでもない。彼らは、自らの客観的位置が、土地所有の対極にあることをよく知っていた。無所有の生産者である彼らは、就業者、失業者とも、資本の下への安定的包摂を求めて、就業者相互、就業者対失業者、失業者相互の間で競争関係に陥らざるをえない。そこで彼らは一つの制度をつく

(33) Ebenda, s. 297, 同上, 393頁。

(34) a. a. O, s. 886, 前出, 1123頁。

った。すなわち、土地を買い入れ、賃労働者に分配し、彼らを「賃労働者」から「農民」に逆転させ、よってもって賃労働者間の競争を緩和する制度を。「およそ二年前、チャーチストの労働者は、不動産を買い入れて、それを組合員のあいだに小農地として分配することを目的とする組合をつくった。この方法で、まったく新しい本質的に民主主義的な小農民階級をつくるために、工場労働者の一部を労働市場からきりはなして、工場労働者がおたがいのあいだでおこなっている過度の競争を緩和させようと期待しているわけである。⁶⁵⁾」「過度の競争を緩和」この一言のなかに、資本制において土地所有のもつ意味が鮮明にあらわされているであろう。直接生産者の排除の手段としての、大量の賃労働の定置の槓杆としての土地所有、これが資本制と土地所有における「土地所有」の第3の契機である。

第4節 直接生産者と土地との結合を切断するものとしての土地所有、資本—賃労働関係の前提—基礎としての土地所有、これが第3の契機であったとすれば、つづいては、直接生産者を排除した後の土地所有自体はどのようなものかが問題となつてこよう。もちろん、第1の契機で触れたように、資本制における土地所有の一属性は、資本に土地経営を許容する土地所有である。故に、農業における資本・賃労働関係を前提した土地所有である。

⁶⁵⁾ Das Agrarprogramm der Chartisten, Bd. 4, s.381, 全集④, 397頁。この点にかかわっては、同じエンゲルスの次のよく知られた文言をあげるのも無駄ではない。「土地に縛られた労働者を、完全に無所有の、いっさいの伝来の鎖からすっかり解きはなされた、空とぶ鳥のように自由なプロレタリアに変えたほかならぬ近代的大工業、ほかならぬこの経済革命こそが……資本主義的生産の形態をとったこの搾取をくつがえすことのできる唯一の諸条件をつくりだしたのである。ところがそこへ、この涙もろいブルドン主義者がやってきて、まさに労働者の精神的解放の第一条件であった家と炉辺からの労働者の駆逐を、まるで大きな退歩でもあるかのように嘆くのである。」(Zur Wohnungsfrage, Bd. 18, s. 219, 全集⑩, 211—12頁。)

これはいうまでもない。このことを前提とし、古典を見ていくとき、まずつきあたるのが、土地所有、すなわち略奪主体という規定である。「国民経済学批判大綱」においては、土地所有＝略奪主体とした上で、略奪とはすなわち「偶然」的なものを利益の源泉とするというコメントを加えている。「土地所有者は商人をすこしも非難することができない。彼は土地を独占することによって略奪する。……彼の個人的行為の結果でないもの、すなわち彼にとってはまったく偶然なものを、彼の個人的利益の源泉とすることによって略奪する。⁸⁶⁾」自らが生産当事者であるならば、生産における指揮者であれ被指揮者であれ、資本であれ賃労働であれ、収入はそこからの必然的帰結として導出される。土地所有の場合は、生産当事者ではなく、自らの外部にそのようなものを前提としてのみ自らは利益をうる「略奪」主体である。「経・哲草稿」においては、土地所有者は、その土地を経営する資本に対して利得を要求し、穀物の価格は上昇し、それは利潤の減少に至り、ついには資本蓄積は妨げられるとし、土地所有者の利得追求→穀物価格騰貴→賃賃上昇→利潤減少→資本蓄積障害という系列に關説している。「地主——このはたらきもしないで、ただ厄介なだけの穀物あきないの暴利屋——のほうは人々にたいして一番の命の糧の値をつり上げ、そのために資本家をして、生産力を高めることもできないままに賃賃を上げることを余儀なくさせ、こうして国民の年間所得を抑え、諸資本の蓄積を妨げ……自身の封建的偏見を捨てることがない。⁸⁷⁾」略奪の主体であり、資本蓄積の阻害要因、土地所有はこのようなものとしてあらわれている。以上のこと、土地所有と資本との関係としてみれば、両者はその利害が互に対立する位置におかれていることを示している。同じ「草稿」では、土地所有者は、資本家を、かつては自分の奴隷であったのに、今はその奴隷によって自らの地位が脅やかされているとみ、資本家の方は、土地所有者

⁸⁶⁾ a. a. O, s. 510, 前出, 554頁。

⁸⁷⁾ a. a. O, s. 528, 前出, 448頁。

を、自らのことのみを考える、かつての主人とし、自らの、資本の自由な営業活動を妨げる対立物と規定している。「地主のほうは資本家を不遜な、解放され豊かになった昨日の自分の奴隷と心得て、資本家としての自分自身をそのかつての奴隷によって脅かされているとみ、——資本家のほうは地主を無為にして無情な、利己的な昨日の友と心得、……地主のうちに自由な産業と、自由な、どのような自然規定からも独立な資本との一つの対立物をみるのである。——この対立はきわめてきびしく、そして相互に真理を語り合っている。⁸³⁾」これらの習作は、後にもふれるように、「剰余価値」「価値と生産価格」という範疇には未だに到達していない段階のものである。それだけにまた直観的な洞察がうかがわれる指摘とも言えよう。「学説史」においては、以上のこと形をかえつつ姿をあらわしている。今まで、どちらかというとな資本の側から見た土地所有についての性格規定であったのに比し、土地所有という立場から、自らが地代を取得し得る根拠について言う。土地所有者と資本家は、二つの互に異なる生産条件の所有者である。生産条件の所有者であるという一線では両者異なる所はない。故に、土地所有者が地代を取得するのは、資本家が利潤を取得するのと全く異なることのない同一のものである、と。「生産条件のこうした第二の種類」の所有者たちは次のように言うであろう。……あなたが労働条件——資本、対象化された労働——を所有していることが、労働者から一定量の不払労働を取得することを、あなたに可能にさせるように、私が他の生産条件すなわち土地などを所有していることが、あなたおよび資本家階級全体から、あなたの平均利潤を越えて余分な不払労働部分を奪い取ることを、私に可能にさせるのです。⁸⁴⁾」略奪主体という、土地所有の一属性がここでは、その原資（平均利潤をこえる超過分）についての経済法則的解明を内在した形で再現している。同じ「学説史」では「諸商品の価値の平均価格への資本

⁸³⁾ Ebenda, s. 526, 同上, 447頁。

⁸⁴⁾ a. a. O, s. 35, 前出, 37—38頁。

主義的均等化にたいして農業における土地所有が行なう抵抗⁽⁴⁰⁾とし、資本間において作用する平均利潤法則に対する抵抗要因として土地所有を捉えている。あるいはまた、差額、絶対両地代を取得する権原としての土地所有について触れている。「地主は、土地所有において(絶対地代の場合)また土地種類の自然的相違において(差額地代)一つの権原をもっており、この権原が彼のために、その指揮にも創造にも自分が少しも寄与していないこの剰余労働または剰余価値の一部分を自分のポケットに入れることを可能にするのである。⁽⁴¹⁾」土地を所有していることそれ自体が、また相対的に豊かな土地を所有していることそれ自体が地代を取得することを可能にさせるのであり、また、土地を所有することが地代取得に結びつくが故に「土地所有者階級」が生みだされるのである。第一節での、リカード地代論、地代零に関する、絶対地代の欠如という、否定面につながってくる内容であろう。『資本論』では、資本にとっての制限としての土地所有という表現が見られる。自立した資本制というのは、工業における資本制および農業における資本制である。ところが農業においては、資本制的農業土地経営は、資本にとっての制限としての土地所有にぶつかり、資本蓄積も、主体たる資本の意のままに行なうことは困難となる、と。「土地所有の存在こそは、まさに、土地への資本の投下にとっての、また土地での資本の任意の増殖にとっての、制限をなしているのである。⁽⁴²⁾」

(40) Ebenda, s. 297, 同上, 393頁。

(41) Ebenda, s. 326, 同上, 430頁。

(42) a. a. O, s. 759, 前出, 964頁。同様の指摘をあげておこう。「資本による剰余価値または剰余生産物の取得や分配は、土地所有によって制限されている。」(s. 828, 1051—52頁)なお塙遠一氏は、土地所有の資本蓄積に対する制限要因として、① 農業における技術革新の制限性。② 最劣等地における絶対地代支払と農産物価格の高騰、労働力価値の高騰、利潤の減少。③ 地代増と土地価格の上昇、それによる利子率上昇圧力をうけての利潤減、この3点をあげている。(「近代的土地所有と地代」見田・宇佐美・横山編『マルクス主義経済学講座下』新日本出版社, 1971年。263頁参照。)

土地所有についての第一の契機は、資本による土地経営を許容する土地所有であり、このような視点から見れば、本節の内容は、同一の資本制の内部に、同じ土地所有について、「許容」と「抵抗、制限」、この互に相反する規定が与えられているように見える。この点、本稿が示しうる一把握は以下である。——資本制を前提とする以上、農業においても、工業と同じく資本制生産が支配的であり、資本が農業生産の指導者であること、いうまでもない。土地所有はこのことを是認せざるをえず、事実土地経営を許容している。しかし、それにはまた前提があり、資本が地代を支払う限りにおいてのみ許容するものである。地代を支払う限り、資本に自由に土地経営を許す、このことは同時に、資本にとっては、地代支払ということ自体が、資本の土地投資、土地経営における資本蓄積の制限要因となるものである。地代支払を前提とすることは、支払が不可能となれば即土地からの資本の駆逐を意味するからである。

以上、「国民経済学批判要綱」では略奪の主体として、「経・哲草稿」では、資本蓄積の障害あるいは資本にとっての対立物として、差額、絶対両地代の呈示をすでにおわった「学説史」『資本論』においては、略奪規定は経済法則、地代法則に内容づけられて、資本による剰余価値取得に対する抵抗、制限要因、差額、絶対両地代取得の権原として、土地所有は捉えられた。地代取得の権原としての、資本に対する制限要因としての土地所有、これが土地所有の第4の契機である。

第五節 以上、資本制と土地所有における「土地所有」の諸契機を見てきた。ふりかえってみるとそれは以下のようなになる。第一の契機—資本による農業土地経営を許容し、可能にする土地所有。第二の契機—前資本制的土地所有、すなわち資本にとって掃滅の対象としての土地所有。第三の契機—直接生産者の排除の手段、したがって賃労働の定置の楨杆としての土地所有。第四の契機—地代取得の権原としての、資本に対する制限要因としての土地所有。この四つの契機は、互に区別されつつ「資本制生産様

式＝資本・土地所有・賃労働」における「土地所有」の内的契機をなしているのである。

そしてまた、本文自体の中ではさして目を配っていなかったとはいえ、故にまた主テーマをはずれるとはいえず、いわゆる「初期マルクス」—中期—後期という目で見直せば、少なくとも土地所有の諸契機・枠組に関しては、初期マルクス「経・哲草稿」において、すでにそのあらかしのスケッチは4つの契機のすべてにわたって与えられており、後の「学説史」等においては、価値と生産価格、絶対地代での内容づけを土台としてより整備された契機が与えられているのを見るのである。今ここで例えば石見尚『土地所有の経済法則』をとりあげてみよう。そこでは、土地所有の研究過程が段階的に次の4つの時期に区分・整理されている。第一期—1844年「経・哲草稿」から1848年まで。—「土地所有にかんしては実践的素材にふりまわされている青年マルクスをみるであろう。⁴³⁾ 第二期—1857—58年「経済学批判要綱」執筆期—「土地所有の論理的輪郭をえがき出したこと、そして資本、賃労働等との範疇上の理論的關係を直観的に把握することに成功したことが、注目すべき点である。⁴⁴⁾

第三期—1862—63年『資本論』期—地代論の整備。

第四期—1870年代、第三巻の仕上の時期。—「業績としての独自の土地所有論はかれの手によってはついに完成を見なかった。⁴⁵⁾ この整理につき、① 本稿では「土地所有」の枠組に関する基本テキストとした「経・哲草稿」、それがノートされた段階につき、実践的素材にふりまわされ

⁴³⁾ 石見尚『土地所有の経済法則』（未来社、1966年）13頁。

⁴⁴⁾ 同上、14頁。

⁴⁵⁾ 同上、14頁。なお、「土地所有」をとりあげた最近の論文の一つに、田代洋一「マルクス・エンゲルスの土地所有・農民論(上)」(『経済』新日本出版社、第237号、1984年1月)がある。

云云としている所、② 「草稿」ではなく第二期「要綱」ではじめて「土地所有」の輪郭ができたとしている所、③ 土地所有の研究過程と地代の研究過程が区別されていない所、本稿と整理の仕方を異にする。「経・哲草稿」においてすでに4つの契機が与えられていること、および「学説史」『資本論』への継承、蛇足ながらあえて指摘した所以である。

続く第二章においては、「土地所有」をその経済的土台という窓口から見た領域、すなわち地代論を、土地所有という角度から見直したい。

第二章 地代と土地所有

前章で与えられたものは、資本制と土地所有における「土地所有」の4つの契機の内容であった。本章では、これらを意識しつつも主要には『資本論』第三巻地代篇に素材を求め、土地所有という角度から見直すことにしたい。その内容は未だ不明のままであるが、ここではただ、地代の増減によって土地所有の位置、水準は変動するのではないか、このような目で地代論を見ること、という接近視角にのみふれておきたい。

第一節 以下テーマ接近をはかってゆくのであるが、本節では、一つの予備的作業として、地代論の研究過程をふりかえっておきたい。前章末尾でも述べたように、「土地所有」論の契機はすでに「経・哲草稿」において示されているのに比し、地代論については、断片的にはすでにふれてきたように一つの段階的発展が、またそれにかかわる土地所有の一契機についてはその未完成が予想されるが故にである。さしあたり、『資本論』第一巻出版の前後を、年表からみておこう。⁶⁴ 1857—58年、7冊のノートを執筆（『経済学批判要綱』）、1859年『経済学批判』出版、1861—63年23冊のノートを執筆（その一部『剰余価値学説史』）、1865年『資本論』全三巻の下書終了、1867年『資本論』第一巻出版。1883年マルクス死去。

⁶⁴ 基礎経済科学研究所編『資本論・帝国主義論年表』1977年、参照。

1885年エンゲルス編で『資本論』第二巻出版。1894年同第三巻出版。全三巻の下書が終了した1865年に注目するとき次の2点が予見される。第一。地代論は、1865年までにその概観がえられていたという点。第二。第三巻が出版されたのは、下書から数えると約30年後、著者死後の1894年である。この間のおくれには、土地所有の一分野における研究の進展、三巻地代論の拡充の構想、死による中断があったのではないかと思われる点、手紙によってごく簡単にそれを見よう。⁽⁴⁷⁾

第一の点について。1862年6月18日 丁度「23冊のノート」を執筆中に、エンゲルスへの手紙で地代論の完成を告げる。「今ではついに地代の問題も片づいた。……。僕はずっと以前からリカードの理論の十分な正しさについては疑念をもっていたのだが、ついにそのごまかしも発見した。⁽⁴⁸⁾」地代論—リカード地代論の批判 その内容は、同年8月9日の同じくエンゲルスへの手紙であらわれる。「次のことを言っておこう。I 僕が理論的に証明しなければならない唯一のことは、価値の法則を侵害しないので、絶対地代の可能性だ。これこそは、重農学派以来今日に至るまで理論的な論争の中心点なのだ。リカードはこの可能性を否定する。僕はこの可能性を主張する。⁽⁴⁹⁾」第一章でも、第1の契機および第4の契機、資本にとっての制限要因としての土地所有において関説したように、完成された地代論とは、差額地代および絶対地代、この両地代の呈示であり、その前提は、価値と生産価格の区別—連関である。こうして65年の下書完了をへた翌66年2月13日、『資本論』第三巻、「最後から2番目の章」に地代を定置

(47) この点、詳細には、すでにいわゆる「プラン研究」でくり返し論じられている所である。ここではさしあたり、松石勝彦「『資本論』と資本一般説」（一橋大学研究年報『経済学研究22』1979年）をあげるにとどめる。土地所有—地代については、同論文の71—79頁および150—59頁を参照されたい。

(48) Bd. 30, s. 248-49, 全集⑩, 203頁。

(49) Ebenda, s. 274, 同上, 224頁。

したことを告げるに至る。「この『呪われた本』とは、それほこうなっている。それは12月末にでき上がった。地代に関する論述、つまり最後から2番目の章だけでも、今の草稿では、ほとんど一冊の本をなしている。⁶⁰⁾」現行第三巻の草稿、地代篇は、第一巻出版の前年にすでにできあがっていたことを示している。

第二の点について。第三巻の原稿作成より出版までの30年の遅れ。その一要因として土地所有と地代研究の継続、および死による中断がかかわってくる。1867年5月7日の手紙では、地代篇を「土地所有」に関する章といい、「新材料」が提供されたとしている。「最後に、ミスナーは第二巻は遅くとも秋の終りまでにはもらいたいと言っている。だから苦役はできるだけ早く始まらなければならない。なぜなら、ことに信用や土地所有に関する諸章のためには、原稿作成以来多くの新材料が提供されているからだ。⁶¹⁾」土地所有—地代について「新材料」は、後、68年1月3日ショルレンマーへの農芸化学文献の問いあわせ依頼、同年3月14日ドイツのマルク研究の報告、同10月10日(これらはいづれもエンゲルスあて)アイルランド借地権についての文献を見つけたとの報告等を経て、1870年6月27日クーゲルマンへの手紙および72年12月12日ダニエリソンへの手紙、75年2月11日ラヴローフへの手紙において、ロシア語の勉強、ロシアの土地所有関係の研究、その土地所有篇への組み込みを報告している。ここではダニエリソンへの手紙のみをあげておこう。「『資本論』第二巻では、土地所有に関する篇で、ロシアの形態をうんと詳しく取り扱うでしょう。⁶²⁾」続いて76年4月4日のブルゲへの手紙では、アメリカの農業土地所有関係の文献調査について記されている。「ニューヨークから(もちろん、僕の費用で)1873年から現在までのアメリカの図書目録を送ってもらえないだろうか？

⁶⁰⁾ Bd. 31, s. 178, 全集⑩, 148—49頁。

⁶¹⁾ Ebenda, s. 296, 同上, 247—48頁。

⁶²⁾ Bd. 33, s. 549, 全集⑬, 444頁。

この場合問題は、『資本論』の第二巻のために)、アメリカの農業や土地所有関係について……なにか利用できる資料が出ているかどうか、自分で調べることにあるのだ。⁶³⁾ これらの研究は未完におわりマルクスは死去する。その二ヶ月後1883年5月22日、エンゲルスは残された原稿に目を通し、ラファルグに言う。「第二巻は僕にとって大変な仕事になるでしょう——少なくとも第二部は。……。第三部は1869—70年以降完結し、その後は一度も手をつけられていません。だが、地代が論じられている箇所では、覚え書、事実、例証にかんして彼のロシア語からの抜き書を参照しなければなりません。……」⁶⁴⁾ 85年5月19日同じくラファルグへの手紙では地代論が65年に書かれたこと、アメリカおよびロシアの土地所有研究は70—78年の抜き書きとして残されていることが報告されている。ここでは、94年『資本論』第三巻へのエンゲルスの序文をあげることにしよう。「地代に関する篇は、ずっと完全に書き上げられていたとはいえ、けっしてよく整理されてはいなかった……。この地代に関する篇のためには、マルクスはすでに70年代にまったく新たな特殊研究をなしとげていた。……。ロシアでは土地所有の形態も農耕生産者の搾取の形態も多様だったので、地代に関する篇では、第一部の工業賃労働のところでイギリスが演じたのと同じ役割をロシアが演ずるはずだったのである。残念なことには、彼にとってはこの計画はついに実現されなかったのである。⁶⁵⁾

1865年における差額、絶対両地代の呈示、地代・土地所有論の未完、これが結論である。ところで、今とりわけ後者に目を向け、ドイツ・マルク——アイルランド借地権——ロシアの土地所有関係——アメリカの農業という系列を想起するとき、またその中にあってロシアの土地所有関係が特に重視されているのを見るとき、土地所有の未完といってもそのごく一部、

⁶³⁾ Bd. 34, s. 179, 全集⁶²⁾, 146頁。

⁶⁴⁾ Bd. 36, s. 32, 全集⁶²⁾, 27—28頁。

⁶⁵⁾ Bd. 25, s. 14, 全集⁶²⁾-1, 11—12頁。

資本制生産を前提した土地所有ではなくて、第一章で述べた第2の契機、前資本制的土地所有すなわち資本制にとっての改造対象としての土地所有、そのみではないかと思われる。常識的には、本稿冒頭に位置すべき、地代・土地所有の研究段階、あえて、前章で土地所有の4つの契機をのべた後ここでとりあげた所以である。そしてまた同時に、ここからは、地代論については現行『資本論』地代篇でもって一応の成熟した姿が与えられていることも分るのである。以上、地代・土地所有の研究段階を概観してきた。このことを前提し以下、地代に入ってゆきたい。

第二節 差額、絶対地代において、差額地代に主として焦点をあわせ、本節においては、その基本的内容を復習的に概観し、次節においては、土地所有一地代にかかわる所をみていきたい。絶対地代については、前章でも見たように、土地所有の権原による、価値と生産価格の差額の収取であり、資本に対する制限としての土地所有の直接的な内容づけになっており、今まで関説したところでもって一応足りるものとする。

土地所有一地代、地代論の課題は地代の、資本制的経済法則の一ブランチとしての呈示あるいは定置である。しかしそのことは同時に、土地所有者の経済的浮沈を規制する内容をも明らかにするものである。資本が営業活動を行なうに際し、G—Wすなわち購買者が登場しなければ資本は残された商品と共に朽ちはてるように、土地所有者も、たとえ広大な土地を法的に所有していても、その空間が資本の経営によってうずめられなければ、地代は収取されず、土地所有者たる内容は剝奪される。「学説史」では、地代なき土地所有は名目的にすぎず地代なき土地所有は土地所有ではないと言う。「土地は少しも地代を支払わないであろうし、そして土地所有はここでは名目的にすぎないであろう。⁶⁶⁾」「地代は存在しない。その場合には土地所有は、資本にとって経済的には存在しない。⁶⁷⁾」このような土

⁶⁶⁾ a. a. O, s. 32. 前出, 33頁。

⁶⁷⁾ Ebenda, s. 316, 同上, 418頁。

地所有—地代という関連については次節でとりあげることとし、ここでは、そのような土地所有の経済的土台たる地代、その地代（差額地代）そのものの内容の概略をたどっておきたい。⁶⁸⁾

周知のように、そして繰り返しパラフレイズされてきたように、『資本論』地代篇—差額地代論は、落流地代—圧倒大量の蒸気機関による製造工場と、少数の落流利用資本、そして後者の生産力の相対優位、この落流における地代を対象とし考察がはじまる。本節においては、その跡を要約的に追ってゆくことにしたい。

① 落流利用資本、それは蒸気利用資本に比し、より高い生産力水準を体現している。よって、後者の大量の資本による生産価格の前提の下で、それ以下の個別的生産価格を設定しえ、かつそれを生産価格で販売することでもって超過利潤を取得する。これは、一つには、私的所有下の、販売者同士、販売者と購買者、購買者同士の、私的利益をめぐる競争が生みだす、一物一価の法則を前提としている。それ故にこそ落流利用資本は超過利潤を取得しうるのである。また一つには、落流によって体化された生産力が「労働者たちの利益にはならないで……資本の生産力として現われるということの結果である。⁶⁹⁾」この「労働者たちの利益にはならないで」という指摘は、一方では、資本制の確立を前提としていながら、他方において

⁶⁸⁾ 『資本論』地代篇は、すでに戦前から豊かな研究の蓄積をみている分野である。その現在までの到達点を整理したものとして、ここでは久留島・保志・山田編『資本論体系 第7巻 地代・収入』（有斐閣、1984年）をあげるにとどめる。なお本書においては、論争点として、平均原理と限界原理について、虚偽の社会的価値の源泉について、差額地代の耕作序列について（以上、差額地代Ⅰ——久留島稿）。追加投資の生産性について、マルクス方式とエンゲルス方式について（以上、差額地代Ⅱ——常盤稿）があげられている。本稿では、土地所有—地代という限られた角度から地代論に接近していることもあり、これら論争には立ち入らない。

⁶⁹⁾ a. a. O, s. 655, 前出, 829頁。なお「資本の生産力」については拙稿「資本の生産力」（京都大学経済学会『経済論叢』第123巻第6号, 1979年6月）を参照。

は同じ資本制を一種の相対比された視点で見ることを示しており、このまま通過することはできない。——資本制の下では、生産価格が、資本間競争の結果、個々の資本にとっては外的に設定され、平均以上の生産力水準を体現する資本もその同一の価格をつけることによって超過利潤をえる。その生産力がもし資本の生産力に所属しないとすればどうであろうか。生産力の高水準とは、同一時間により多くの使用価値を生産することであるから労働の節約といえるが、資本制・私的所有の捨象と共同社会の定置を前提すれば、落流利用の生産において節約された労働は蒸気利用生産に充当され、もって、たんに落流のみに限らず、落流、蒸気あわせたものとしての総体としての生産力水準の上昇という結果に導くであろう。これ、落流利用資本にのみ排他的に入手される超過利潤、そのような経済メカニズムの対極にあることは言うまでもない。「学説史」では、この同じことを、優等地から劣等地へ、生産力の相対格差があるもとの土地経営に即してとりあげている。資本制の下では、優等地資本に超過利潤が生じるということは、そこにより多くの労働が支払われることと同義であるとし、対して、共同労働の前提の下では、優等地で節約された労働は劣等地の改良に資し、もって、農業における総体としての労働の節約となるとしている。「優等地〔の生産物〕により多くの労働が支払わなければならないということは、けっして起こらないであろう。むしろⅣにおいて節約された労働はⅢの改良に、……利用されるであろう。こうして土地所有者によって食われていた資本の全部が、土地労働の均等化に、また農業一般に費される労働を減少させるのに、役だつであろう。⁽⁶⁾」資本制・私的所有・相互的他者、その対極に位置する農業生産関係・共同関係、これらは落流地代の流れの中で、故にまた事のついでに述べられたものとはいえ、土地所有一地代論の枠組自体にかかわる内容といえよう。今はこの程度にとどめ先に進もう。

(6) a. a. O, s. 99-100, 前出, 128頁。

② 落流利用資本，その「落流」は当然のことながら労働が加わってはおらず，無価値であり，「費用のかからない……自然的生産能因である。⁶¹⁾」費用がかからないという点では「落流」のみならず「蒸気の弾性」，協業・分業等の「労働の社会的自然力」もある。しかし，それらは，凡ての資本が——もし必要資本量さえもっていれば——充用可能なものであり，その点落流とは区別される。「落流」は，凡ての資本によってではなくて，他を排除した特定の資本によってのみ資本の生産力としうる「独占されうる自然力」，「局地的に存在⁶²⁾」する自然力である。

③ 「落流」所有者，すなわち土地所有者を以上の理論的世界に導入してくれば，土地所有者は資本による充用，あるいはまた，資本Aにか資本Bにか，そのどちらに充用させるかの許諾の権原をもっており，その充用の前提として超過利潤は地代となる。これが差額地代である。

④ 「落流」よりも高い生産力水準が生みだされ，それが圧倒多数になったならば，「超過利潤も，したがって地代も，したがってまた落流の価

61) a. a. O, s. 656, 前出, 830頁。続く2つの引証も同頁より。

62) 直上の引証とも, s. 658, 832頁。これは本来の差額地代においては「豊度」「豊度差」にあたるものである。これを全く人間の手が加わらない自然力としてしまうことはできない。過去，人間によって加工された土地も土地の自然的豊度となる。この点，例えば「学説史」においては「人間の勤労によって土地に与えられた諸力も，自然過程が土地に与えた諸力とまったく同じように土地の本源的な諸力になる」(s. 244, 322頁)とされている。あるいは又「人為的に与えられた豊度」(s. 144, 187頁)という表現も見られる。『資本論』では，「土地の自然的豊度をすぐに利用できるものにする農業の能力……も……土地の自然的豊度の一つの契機だということである。」(s. 665, 840頁)としている。故に，「自然力」といっても，全くの自然力，および人間の手が加わっているがすでにその痕跡は消えている自然力，人間が利用しうる限りにおける自然力といった含意がくみとれる。

格も消えてなくなる……。」⁶⁹⁾

以上、「落流地代」をたどり、差額地代の析出メカニズムをさぐってきた。そこにおいて、その概観そのものはすでに常識の枠内に属しているとはいえ、本稿ではとりわけ、① 差額地代（超過利潤）は、私的所有、資本制を前提し、限定された自然力を資本の生産力に転化しうる限りにおいて生じるものである。対極、共同生産における、労働の節約および総体としての生産力の向上。② 例えば、落流よりも水準が高い生産力が実現され、それが比較多数を占めれば全体的価格水準は下落し、よって落流地代は消滅に至る。この2点に重心をおいて見直してきた。①は、直接にはかかわらないとはいえ、資本制と土地所有、そこにおける「土地所有」の生成、確立はすでに通過して、「土地所有」自体の消滅を暗示している点で不可欠のものである。②は、地代の消滅の可能性を指摘している点次節の内容と一定の関連を有するものである。それでは、このようなものとしての地代（差額地代）、それと土地所有との関係はどのような側面を見せるか、次節に進みたい。

第三節 土地所有と地代の関連を、『資本論』の地代篇に素材をもとめてさぐりだすこと、それが本節の課題である。以下、資本制における土地所有は、資本の土地経営が行なわれなければ単なる放置され荒廃していく土地であり、所有内実は無実なものであり、土地経営が行なわれてのみ土地所有は内実をえるという、その限りではごく常識的な事実を念頭におきつつ対象接近がはかられる。したがって、地代論において耕作放棄あるいは地代零という事例にぶつかれば、それは土地所有—地代という関連では、土地所有がよって立つ土台を喪失したとして捉え直される。故に、資本が土地経営を行なうか放棄するか、その判断基準の内容に目を配りつつ以後検討が行なわれる。その判断基準につき、今先まわりをして触れておけば、それは「価格水準」である。『資本論』以外のものにおいても、その

⁶⁹⁾ Ebenda, s. 661, 同上, 836頁。

ような系列はあらわれている。エンゲルス「イギリス穀物法の歴史」では次のように。——フランス革命期、フランスとの戦争のさ中、イギリスへの外国穀物の輸入は途絶した。国内の穀物は需要増となり、当然価格は騰貴し、地代は増徴した。すると、今まで羊毛価格上昇を視野におきつつ土地の牧場化をはかっていた同じ人達が、今度はまたもとの穀物生産に、土地利用を逆にもどしはじめた。「戦争が供給を妨げるためにおいた障害物は保護関税と同一の作用をはたした。穀物価格は騰貴し、地代も多くの場合……上がった。その結果は、つい近ごろ牧場に転換された土地の大部分がふたたび穀物に向けられたことであつた。⁽⁶⁴⁾」資本制下において、土地が「牧場」であるか「穀物地域」であるか、資本が牧場経営を行なうか穀物生産に資本を投じるかは価格水準、経営ベースにのる価格水準によって定められていることを示している。また『哲学の貧困』では「豊度」をとりあげている。豊度とは単なる自然力のように見える。しかしそうではない。ある土地はきわめて豊かな小麦を生みだす土地である。しかしその同じ土地は、小麦価格の暴落および羊毛価格の騰貴という状況においては、たとえいくら豊かであっても、たやすく、小麦生産の放棄＝牧場化に移行する。土地は、耕されず羊によってふまれ、よって荒廃に至る。「豊度というものは、人々が考えるほど自然的な性質ではない。すなわち、それは、現在の社会的関係に密接に結びついているのである。ある土地は、小麦を栽培するためにきわめて肥沃な土地でありうる。だが〔小麦の〕市場価格は、耕作者にせまってその土地を人工の牧場に転化させ、それによってその土地を不毛の土地に化してしまふことを決心させることもありうる。⁽⁶⁵⁾」先のもつと比し、一方は「牧場→穀物地域」、他方は「穀物地域→牧場」と、逆の動きとはいえ、共に、前者においては穀価騰貴（羊毛価格の相対的下落）、後者においては羊毛価格騰貴（穀価の

(64) Geschichte der englischen Korngesetze Bd. 2, s. 585, 全集 ②, 610頁。

(65) Bd. 4, s. 172, 全集④, 180頁。

相対的下落)が、資本投下の根拠となっている。土地所有—地代に結びつく資本による土地経営、その可否の基準は「価格」であること、すでに示されているといえよう。この「価格」を、土地所有の側から見直せば、地代とは、価格変動と資本経営の波動によってやり動かされているように見え、また、それに対しての土地所有からの安定志向、「固定地代」があらわれた場合の価格水準の動向等といった問題を内包していることがうかがわれる。価格水準と資本による農業土地経営の可否、土地所有による反作用、これらのこと『資本論』地代篇では、どのように捉まれているか見ていきたい。

差額地代は、豊度の異なる土地への資本投下の空間的拡大 (Ⅰ) , およびそれを前提とした、同一土地の上での資本の逐次的投下 (Ⅱ) から成る。Ⅰは空間的であり、Ⅱは時間的と言える。土地所有—地代という系列で見てゆく際には、Ⅰを前提としたⅡにおいて、逐次的投資による生産物と新土地投資による生産物が、不可両立の関係におかれ競合する場合があります。土地経営の可否に直接かかわる内容をもっている。故に、Ⅰについては簡単に通りぬけ、主要には差額地代Ⅱからひろいだしてゆきたい。——以下、豊度を異にする土地種類を、A, B, C, Dとする。Aにおいて、資本は生産価格を充当し、資本経営の条件はみたされている。しかし、超過利潤 (地代) は生みださない。経営・耕作されている土地の中で最劣等地である。B, C, Dとゆくにつれ順次、豊度は豊かとなり、段階的に個別的生産価格は低下し、差額地代が析出される。これが前提である。

第一。差額地代Ⅰにかかわって一点のみあげておきたい。Ⅰは、はじめに見たように、資本投下、土地経営の、AからDに及ぶ空間的拡大であった。また先に、土地所有にとって、資本との接点が生まれるか否かは価格水準によって定められるとした。この点、Ⅰにおける優等地から劣等地への、DからAへの投資空間の拡大において明白に表わされている。優等地Dのみでの資本経営、その生産物のみでの供給不足・価格上昇→Cでの資本経営が採算ベースに……価格上昇→最劣等地Aでの土地経営、このよう

な序列が以下読みとれるであろう。「Dによって生産されていた4クォーターでは足りなくなると、小麦の価格は、不足分がCによって供給できる点まで上がった。小麦の価格が1クォーター当たり30シリングに上がったときにはBが、また60シリングに上がったときにはAが、それらに投ぜられる資本が20%よりも低い利潤率に甘んずる必要なしに、耕作できるようになった。⁶⁶⁾」資本制において、土地所有は、その土台たる地代という窓口から見れば価格の騰落によって翻弄されるもののような印象が浮かびあがってくるといえよう。

第二。差額地代Ⅱにおいては、逐次的資本投下により、生産物は累積的に増加する。第40章 差額地代Ⅱでは、この点、それに対する需要量についてはふれず、追加生産物の下でも生産価格は変わらず、故に超過利潤が増加する場合、および、B、C、Dにおいて追加投資が行なわれれば、最劣等地Aは不用となり、資本は引きあげられ、故に生産価格が低下する場合、この二つの場合をあげている。「追加資本がより多くの生産物をあげるとすれば、調節的価格が同じままであるかぎり、言うまでもなく新たな超過利潤（潜勢的地代）が形成される。といっても、必ずしもそうとはかぎらない。すなわち、この追加生産が土地Aを耕作外に追い出し、したがってまた互いに競争するいろいろな土地種類の列の外に投げ出す場合には、そうはならない。この場合には調節的生産価格は下がる。⁶⁷⁾」追加投資—追加生産物は、地代増加、したがって土地所有者の地位上昇に帰結するか、最劣等地における耕作放棄、したがって土地所有者の経済的内実の

(66) a. a. O, s. 666, 前出, 842—43頁。また次の文言をも参照。「劣等地のほうに向かっでの進行は、もちろん、けっして自由な選択によって行なわれるのではなく、ただ——資本主義的生産様式を前提すれば——価格騰貴の結果でしかありえない……。」(s. 681, 862頁) 資本制を前提とするという限界規定をおいている所、注目される。地代の復習的概観で「共同体」を重視した所以である。

(67) Ebenda, s. 694, 同上, 878頁。

剝奪に帰結するか、この二つの場合がとかれた。次にはここで捨象されていた需要要因が導入される。

第三。生産性が不変の追加投資が行なわれる場合、生産性は不変なのであるから、ただ地代は投資に比例して増加するのみのはずである。しかしそうではない。第二の場合と同じく、追加投資の生産物の供給が最劣等地の生産物を無用化するならば、Aの生産物は販売不可能となり、よって資本は以後Aへの投資を行わず、耕作は放棄される。生産価格は低落する。追加投資の生産性不変、「このような前提のもとで調節的生産価格が下がることができるのは、Aの生産価格に代わって、Aのすぐ上の優等地Bの生産価格または一般にAよりも優等などの土地かの生産価格が調節的となるからにほかならない。……。そうなるための条件は、与えられた前提のもとでは追加投資の追加生産物が需要を充たし、したがってAなどの劣等な土地の生産が供給量の生産のためには余分なものになるということである⁽⁸⁸⁾。このような動きはまた他の個所では「競争的生産能因(konkurrierenden Produktionsagenten)としての土地Aを排除⁽⁸⁹⁾」と表現されている。タテの系としての需給バランス、供給の需要との相関、ヨコの系としてのA～Dにおいて土地経営を行なっている個別資本間の軋轢、互が互にとって「競争的生産能因」たる位置におかれていること、このタテとヨコ、二つの系の接点において、一定水準の生産価格が設定され、またその前提の下で、地代の騰落、耕作の拡大と収縮を経験し、土地所有者の経済的位置が決定されてゆく。

第四。今までは、最劣等地Aは、追加投資、追加生産物の結果、資本は引きあげられ、土地所有者はただ荒れてゆく土地を法的に「所有」するのみ、あるいはB、C、Dにおいても、生産価格下落の結果、地代は相対的に低下するというものであった。しかし追加投資は常にこのような結末に

(88) Ebenda, s. 706, 同上, 893—94頁。

(89) Ebenda, s. 707, 同上, 895頁。

導くものではない。今最劣等地Aにおいて、複数の個別資本が土地経営を行なっている場合を想定し、そこで圧倒多数は生産性不変の経営を続け、需給バランスはくずれず生産価格は一定とする。その際、少数資本がAにおいて、すぐれた生産性をもった追加投資を行なう場合、Aの中のその追加投資が行なわれた土地においては、超過利潤（地代）がうまれる。「もしそれ（生産価格—引用者）が不変で3ポンドだとすれば、前に資本が2½ポンドしか投下されなかったときには無地代だった最劣等地Aが、今では、より劣等な土地が耕作圏に引き入れられないでも、地代をあげることになるであろう。しかも、そうなるのは、土地Aでの生産性が増大したからであろう。といっても、それが増大したのはただ資本の一部分だけについてであって、最初の資本についてはではない。⁽⁷⁰⁾」この場合、最劣等地の所有者に、地代増徴の原資がうみ出されたわけである。

第五 今までの所、地代—土地—土地所有は、まったく「客観的」な二

資 本 P		利潤 P	収益 Q	生 産 費		販・価 P/Q	収益 P	超過利潤(地代)		
				P/Q	計P			Q	P	
1	2½	½	2	1½	3	3	6	1	3	
2	2½	½	1½	2	3	3	4½	½	1½	
3	5	1	1½	4	6	3	4½	-½	-1½	
4	5	1	1	6	6	3	3	-1	-3	
計		15	3	6		18		18	0	0

★ } 4½

(s 741,941頁の表を転載したもの。一部簡略化されている。なお、Pはポンド、Qはクォーターを表す。生産価格は1クォーター3ポンドである。資本1についてのみ説明しておけば——資本2½Pを投じ平均利潤½Pをえて2Qを生産。生産費は1Qあたり½で1½P、2Q生産したから3P。販売価格は1Qあたり3Pで、2Qだから6P。内、1Q、つまり3Pは個別の生産価格である。故に超過利潤は1Q、つまり3Pとなる。)

(70) Ebenda, s. 716-17, 同上, 907—08頁。

つの系を受動的に受け入れるのみであった。今度は区別があらわれる。前頁の表に則して見ていこう。ここにはいくつかの特徴が見られる。要約的にあげておこう。① 同一の土地の上で資本が1から4までの、前半の2回は2½P（ポンド）ずつの、後半の2回は5Pずつの追加投資を行っている。② 生産費対収益の比でみていくと、1次投資が3Pに対して6P、2次が3Pに対して4½P、3次が6Pに対して4½P、4次が6Pに対して3Pと、一路生産性が段階的に低下する投資が行なわれている。③ 合計で見れば、個別的生産価格18Pで6Q（クォーター）の収益、つまり1Qあたり3Pで生産価格と一致する。④ 超過利潤の欄において、3、4次投資の結果はマイナス4½となっている。

この表を、今までと同じく、もっぱら土地所有は資本の運動に受動的に対応するという前提で見れば次のようになる。——土地所有が資本による土地経営を許容する最低限、それは地代が零でないこと、地代がともかくも「存在する」ということである。同一土地の上で、資本は生産性が低下する投資を何次まで続けうるか。素直に見れば、収益がプラスからマイナスに転換する直前、つまり第2次投資までであるように見える。しかしそうではない。第1、2次投資における超過利潤が、3次分、4次分のマイナス部分に順次充当されてゆき、投資条件はそのような形でみたされるのである。追加投資は、地代零となる所まで続く。「一エーカー当たりの地代の低下の最低限界は、地代がなくなってしまう点である。しかし、この点が現われるのは、追加投資が不足な生産性で生産するようになるときではなく、生産性の不足な資本部分の追加的投資が大きくなって、その作用が第一の諸投資の超過生産性を相殺して投下総資本の生産性がA地での資本の生産性に等しくなり、したがってB地での一クォーターの個別的平均価格がA地での一クォーターのそれと等しくなるときである。」⁽¹⁾ 土地所有が資本にもっぱら服属し、地代の受領も資本が支払う範囲にとどまるならば、

(1) Ebenda, s. 743-44, 同上, 945頁。

資本はたとえ収益がマイナスとなってもなお一定段階まで投資を継続しうるものである。しかし、この同じ表を、土地所有すなわち地代を収取する権原という契機を導入してみればどのようなようになるであろうか。超過利潤は即土地所有によって地代として収取されるのである。表でみれば、第1次、第2次の超過利潤、欄外のスター印の4½分は地代として資本から離れる。故に、ここから二つの場合が想定できる。一つ。追加投資は第2次までにとどまる。それは、資本が平均利潤をえて投資を行ないうる限界である。他の一つ。それでは需要を満たしえないならば、生産価格は $1Q = 3P$ より上の水準となり、価格上昇を帰結する。「一般的生産価格の上昇が、ここでは差額地代の増大の原因であるだけではなく、地代としての差額地代の存在が、同時に、必要になった増加生産物の供給を確保するために一般的生産価格がより早くより急速に上がることの原因なのである。⁽⁷²⁾」土地所有による、超過利潤の地代への即時的転化、収取を媒介とした、価格メカニズムに対する反作用を析出したものと言えるであろう。

以上、第一から第五にわたって、『資本論』地代篇中、差額地代第Ⅱ形態に主たる素材を求め、土地所有—地代の関連について、若干の関連する所をひろいあげてきた。そこにおいて、基本的には、土地経営—地代は価格水準の変動によって規制されるものであった。これを、第一章の4つの契機を意識して見直すとき、たしかに、最後の価格上昇の原因としての地代、土地所有では、第4の契機、資本にとって制限要因たる土地所有が想起されるが、大枠において貫いているものは、第一の契機、すなわち資本の運動に服属したものである。『資本論』地代篇は、「土地所有」の第一の契機、資本を前提し、その下に従属、服属した土地所有という基本線の下に呈示されているといえよう。以上、土地所有—地代について本章で示しうる限りの検討はすでに終わった。最後にただ一つ、「土地耕作＝価格上昇の結果」という基本規定にかかわる一、二の付加的

(72) Ebenda, s. 746, 同上, 948頁。

説明をしておきたい。土地耕作はたしかに価格上昇の結果である。これが土地所有—資本という関連が生じる一環処であること、すでに見た通りである。しかし、それにかかわってはもう一つ、価格上昇に加えるに農業に投下可能な一定量の資本の定在が必要である。「資本過多期には、市場価格は上がらなくてもその他の正常な条件が充たされてさえいれば、資本は農耕に流れて行く。⁽⁷³⁾」第二に、資本制においては、まず価格上昇がおり、その後資本投下が行なわれるというプロセスも見られるが常にあと追いでではなくて、価格上昇が予想されれば、現時点での価格いかににかかわらず資本投下ははじまるのである。「需要は絶えず増大する。そして、これを予想して絶えず新たな資本が新たな土地に投下される。⁽⁷⁴⁾」土地所有にとっての枢要の契機、土地に資本が充用されるか否かにかかわる一つの補足であった。

お わ り に

以上、資本制と土地所有につき、若干の古典探索を行ってきた。やや引証に重きをおいたものとなったが、ただ明らかになったことは、「土地所有」には少くとも四つの契機が含まれていること、そして『資本論』地代篇（差額地代）は、四つの契機中第一の契機、資本に服属したものとしての土地所有が内在されていることである。

1984年8月29日脱稿

(73) Ebenda, s. 778, 同上, 988頁。

(74) Ebenda, s. 685, 同上, 867頁。